

**戸田市
新型インフルエンザ等
対策行動計画**

戸田市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

戸 田 市

目次

第1章 はじめに	1
1 取組の経緯.....	1
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	2
3 行動計画の作成.....	2
第2章 基本的な方針	4
1 目的及び基本的な戦略.....	4
2 対策の基本的な考え方.....	5
3 実施上の留意点.....	5
4 発生時の被害想定等.....	6
5 対策推進のための役割分担.....	7
6 発生段階.....	10
7 行動計画の主要7項目.....	12
(1) 実施体制.....	12
(2) サーベイランス・情報収集.....	14
(3) 情報提供・共有.....	14
(4) まん延防止.....	15
(5) 予防接種.....	16
(6) 医療.....	18
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	20
第3章 発生段階別の対応	21
発生段階別対策の概要.....	22
1 未発生期.....	23
(1) 実施体制.....	23
(2) サーベイランス・情報収集.....	23
(3) 情報提供・共有.....	23
(4) まん延防止.....	24
(5) 予防接種.....	24
(6) 医療.....	24
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保.....	25
2 海外発生期.....	26
(1) 実施体制.....	26
(2) サーベイランス・情報収集.....	26
(3) 情報提供・共有.....	27
(4) まん延防止.....	27
(5) 予防接種.....	27

(6) 医療	28
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	28
3 国内発生期	29
(1) 実施体制	29
(2) サーベイランス・情報収集	29
(3) 情報提供・共有	30
(4) まん延防止	30
(5) 予防接種	30
(6) 医療	31
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	31
4 県内・市内発生早期	33
(1) 実施体制	33
(2) サーベイランス・情報収集	34
(3) 情報提供・共有	34
(4) まん延防止	35
(5) 予防接種	35
(6) 医療	36
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	36
5 市内感染拡大期	38
(1) 実施体制	38
(2) サーベイランス・情報収集	39
(3) 情報提供・共有	39
(4) まん延防止	40
(5) 予防接種	40
(6) 医療	40
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	41
6 小康期	43
(1) 実施体制	43
(2) サーベイランス・情報収集	43
(3) 情報提供・共有	43
(4) まん延防止	44
(5) 予防接種	44
(6) 医療	44
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	45
【県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 1 月）より抜粋】	46
別表 1 特定接種の対象となり得る業種・職務について	46
別表 2 病原性による医療の対策の選択について（概要）	53

第1章 はじめに

1 取組の経緯

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、遺伝子を形成する物質が化学的に不安定で簡単に変異し、従来のウイルスとはまったく違う「新型」と呼ばれるような激しい変異も起きやすいと言われている。これまでも、10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新型のウイルスに対して免疫を持っている人はいないため、大流行し、大きな健康被害と社会的影響が生じる。

過去においては、1918（大正7）年にスペインかぜ、1957（昭和32）年にアジアかぜ、1968（昭和43）年に香港かぜ、1977（昭和52）年にソ連かぜなどが流行した。アジアかぜによる国内の死者数は7,700人、香港かぜによる国内の死者数は2,000人といわれているが、最悪の被害をもたらされたスペインかぜでは、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、国内でも39万人が死亡している。

当時と比較すると、現在の医療技術や治療薬が大きく進歩し衛生環境も向上しているが、人口増加や都市部への人口集中、高速移動技術や交通網の発達などにより、ひとたび新型インフルエンザ等が発生すれば、感染が短期間で広範囲に及び、多大な健康被害が生じると推測される。

国及び埼玉県では、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、2005（平成17）年11月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。本市においても、翌年1月に「戸田市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

こうした中、2009（平成21）年4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生が確認された。これは後にインフルエンザ（H1N1）2009と名称変更される。世界的に感染者が増加したことから、WHOは、同年6月警戒レベルをフェーズ6に引き上げて「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言した。我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、夏場以降、感染者が急激に増加し、2010（平成22）年3月までに医療機関を受診した患者数は2,000万人を超えたと推計されている。しかし、2009の特徴は、季節性インフルエンザと類似する点が多く、政府行動計画で想定していた健康被害の程度とはかなり異なっていたため、その対応にあたっては、政府行動計画をそのまま適用せず、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うよう、国から数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示された。本市もこれに従い、市行動計画をそのまま適用せず、柔軟に対策を講じてきたところ

である。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られた。このため、従前の行動計画における高病原性の新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策が実施できるよう、2010(平成22)年3月に設置された「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」による提言をもとに、県は平成23年2月、国は平成23年9月にそれぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

本市においても、国及び埼玉県の行動計画との整合性を図りつつ、2009(平成21)年のインフルエンザ(H1N1)2009の経験をもとに、より効果的な対策の推進を図るため、市行動計画を全面的に見直し、2012(平成24)年5月に改定、2013(平成25)4月には、新感染症が含まれた計画として改定した。

なお、2014(平成26)3月に新型インフルエンザ等の発生時に本市の業務の中で、優先的に取り組む業務を整理した、「戸田市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を策定した。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

2013(平成25)年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行された。病原性の高い新型インフルエンザだけでなく、同様に危険性がある新感染症が発生した場合も対象として、国民生命及び経済に及ぼす影響が最小になることを目的としている。特措法は、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

3 行動計画の作成

(1) 行動計画の位置づけ

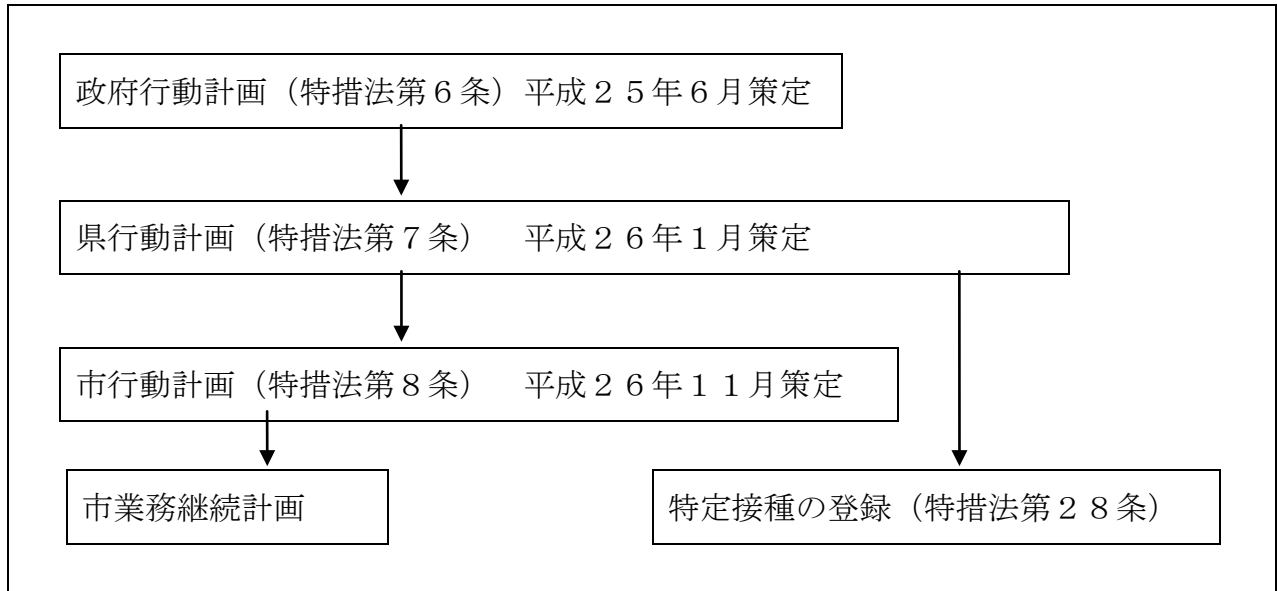
2013(平成25)年6月に国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

県も国にあわせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を2014(平成26)年1月に作成し、県内の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推

進に関する事項、県が実施する措置等を示す計画を策定した。

そこで、本市においても、これまでの市行動計画を見直し、特措法第8条に基づく市行動計画を作成した。なお、法では、都道府県行動計画に基づき作成するものとなっているので、県行動計画や政府行動計画との整合性を図り作成した。

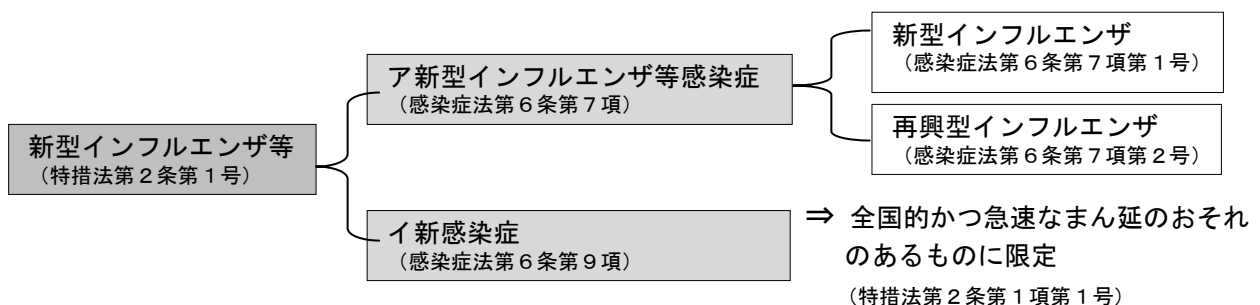
行動計画等の位置づけ



(2) 対象となる感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



(3) 市行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画や県行動計画が見直された場合などは、必要に応じ本市行動計画の変更を行う。

第2章 基本的な方針

1 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生は予測が難しく、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。世界中のどこかで、新型インフルエンザ等が発生すれば、短期間で感染が広がることが予測される。市民の生命や健康、社会活動や経済活動の混乱も懸念されることから、本計画は、市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、多くの市民が罹患することは避けられないということを念頭に置き、以下のとおり、対策を講じていく。

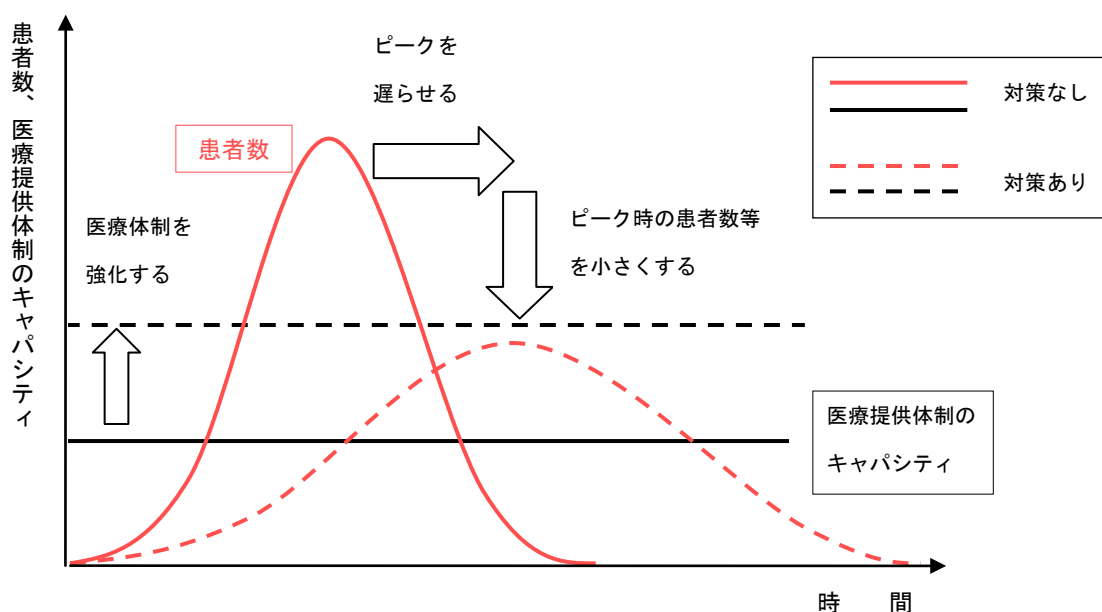
① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ア 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- イ 業務継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



2 対策の基本的な考え方

(1) 対策の柔軟性

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

なお、発生段階に応じて、必要な対策を行う。その対応は、第3章で述べる。

(2) 社会全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を含めて総合的に行うことが必要である。

特に、拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、職場における感染予防策や継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討していくことが重要である。

事業者の従業員のり患等によるサービスの低下なども市民に呼び掛けることも必要である。新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の崩壊や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

3 実施上の留意点

市が新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に新型インフルエンザ等対策を実施する場合においては、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、戸田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、緊急事態宣言がなされた時は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 発生時の被害想定等

(1) 発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザ等ウイルスの感染力や重傷者の発生割合等に左右されるものであり、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画では、新型インフルエンザの場合、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が罹患すると想定し、被害の想定は、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention, 以下「米国CDC」という。）により示された推計モデル（FluAid2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を用いて推計されている。

国の数値をもとに推計した、本市及び埼玉県の流行規模は次ページのとおりであり、本行動計画でもこれを参考とする。

	戸田市（人）		埼玉県（万人）		全国（万人）	
医療機関を受診する患者数	約 13,000～約 25,000		約 75～約 140		約 1,300～約 2,500	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 550	約 2,000	約 3	約 11	約 53	約 200
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約 170	約 650	約 0.95	約 3.6	約 17	約 64

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

（2）社会活動・経済活動の影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者の方が多いと予測され、それも含めるとピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進に当たっては、国、県、市町村及び関係機関と連携した取り組みが重要である。政府行動計画では、以下の役割分担が明記されており、本市も総合的な体制により対策を推進していく。

（1）国の役割（特措法第3条第1項）

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を

的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- ① ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。（特措法第3条第2項）
- ② WHOその他の国際機関及び諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第3項）

《新型インフルエンザ等の発生前》

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

《新型インフルエンザ等の発生時》

政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を進める。

（2） 県の役割（特措法第3条第4項）

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月策定）より抜粋】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。

県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等発生時

- ・ 県対策本部等を設置
- ・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携
- ・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供
- ・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進

（3） 市の役割（特措法第3条第4項）

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められている。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等発生前から、①新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策、②必要となる医療資器材の確保等、③診療体制を含めた、診療継続計画の策定、④地域における医療体制の整備、また、新型インフルエンザ等患者の発生時には、①診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携、②発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化、医療の提供を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割（特措法第3条第5項）

医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、特措法施行令で定められた者は、①特措法に基づく業務計画の作成（特措法第9条第1項）、②新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割（特措法第4条第3項）

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、①職場における感染症対策の実施、②重要業務の事業継続などの準備や③事業活動の継続を行う。

(7) 一般の事業者の役割（特措法第4条第1項及び第2項）

職場における感染症対策を行うことが求められる。また、新型インフルエンザ等発生時には、一部の事業を縮小することや多数の者が集まる事業者は、感染防止措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割（特措法第4条第1項）

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時

にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいて食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて講じるべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を行うことができるよう、発生の段階に応じた対応方針をあらかじめ定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階（P11 参照）に分類した。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要がある。県行動計画における発生段は、6段階とおりとなっており、県の行動計画を参考に本市の危機管理レベルを設定する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

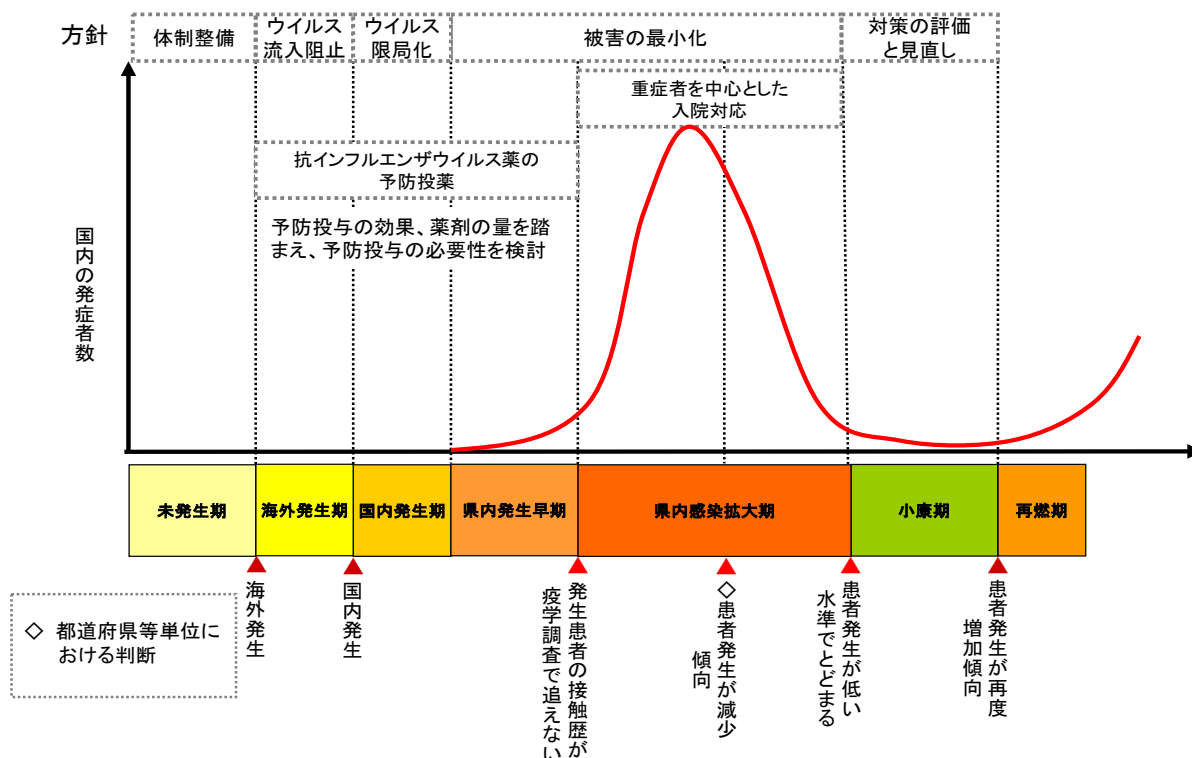
発生段階とその状態

行動計画の設定	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内・市内発生早期	県内・市内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
市内感染拡大期	県内・市内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大している状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※1 これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。

※2 県内・市内発生早期及び市内感染拡大期に係る対策については、市内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

発生段階と方針



〈参考〉政府行動計画（平成25年6月策定）における発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none"> 地域未発生期（新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） 地域発生早期（新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

7 行動計画の主要7項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための基本方針について、7分野に基づき行動計画を作成する。

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼす可能性があるほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く可能性も指摘されており、市の危機管理として全庁的に取り組む必要がある。そのため、戸田市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、対策を進める。

また、健康危機管理であることから、担当部局である福祉部や危機管理防災課が中心となり、各部局が協力して、一体となった取り組みを行うとともに、国、県、近隣市町村、医療機関及び事業者等と相互に連携をとっていく。

① 発生前の体制

戸田市新型インフルエンザ等対策推進調整会議（以下「調整会議」という。）により事前準備の進捗を確認し、危機管理防災課や福祉部を中心に関係部局の連携を確保しながら、戸田市一体となった取組を推進する。

さらに、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等の専門家から構成される戸田市保健対策推進協議会の意見を聴く。

② 発生時の体制

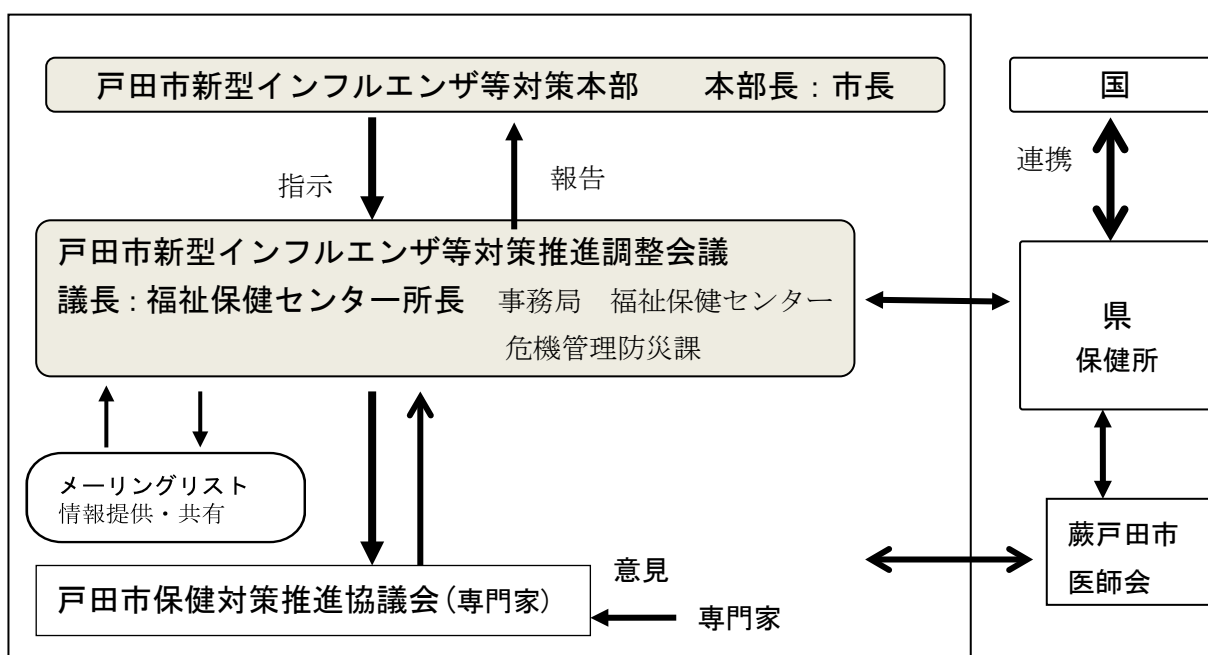
埼玉県以外の国内で発生した場合は、職員の配備体制を警戒体制とし、情報収集に努める。県内・市内発生早期は非常体制とし、全庁一体となった対策を推進する。新型インフルエンザ等緊急非常事態宣言がされたときは、特措法第34条により、市対策本部を設置し、市内での新型インフルエンザ等患者の発生に備えた対策を全庁的に推進していく。

また、メーリングリストを活用し、情報提供・共有を行い、対策に活用する。

【組織体制】

市対策本部
<ul style="list-style-type: none"> ・市長を本部長、副市長を副本部長として設置し、新型インフルエンザ等が発生した場合または発生するおそれのある場合において、必要に応じて開催し、国や県の動向を確認し、本市の対策の方針を決定する。 ・構成員は、関係各部署の部（局）長とし、対策本部事務分掌は別に定める。
戸田市新型インフルエンザ等対策推進調整会議
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健センター所長を議長、危機管理防災課長を副議長とする。 ・新型インフルエンザ等の発生の有無に関わらず、設置できる。 ・事務局は福祉保健センターに置く。 ・調整会議は、市対策本部の指示により開催する。また、事務局の判断、関係部署からの要請等により、開催することもできる。開催にあたっては、議長が召集する。 ・調整会議は、行動計画の見直し、職員間の情報共有、情報収集及び市民への情報提供、具体的な対応策の検討、その他必要事項について検討を行い、決定する他、関係部署間の調整を行う。 ・構成員は、関係各部署の課長及び関係職員とする。
戸田市保健対策推進協議会
<p>戸田市保健対策推進協議会は、市の総合的な保健対策を推進する協議会であり、保健、福祉、医療、学識経験を有する専門家等で組織されており、新型インフルエンザ等の対策についても会議を開催し、専門的な意見を聴く。</p>

【新型インフルエンザ等対策の推進体制図】



(2) サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視することにより、疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集、分析、解析するものである。

県が行うサーベイランスの情報の収集に努める。また、学校等におけるインフルエンザ等の症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

② 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられる。このため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③ 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報等を、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供を行い、適切な行動につなげる。

特に、生徒、児童、園児等に対しては、学校等での集団感染などにより地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会、福祉部、こども青少年部や危機管理防災課等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

④ 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア 発生時の情報提供及び共有について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々

に打ち消す情報を発信する必要がある。市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行う。

イ 相談窓口の設置

新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

ウ 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、県の情報、市の情報、指定地方公共機関等の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるホームページを開設する。

エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図るため、市対策本部における広報担当者を置き、定例的な記者会見を開くなど適時適切に情報を共有し、発信する。

(4) まん延防止

① 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、

- ・流行のピークを遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めること。

② 主なまん延防止対策

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、又は、実施している対策の縮小・中止を行うため、国や県と連携し、市も対策を講じていく。

ア 個人における対策

マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。県内市内発生早期から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置のほか、濃厚接触者に対する健康観察、外出の自粛要請等の感染症法に基づく措置を県が行うことから、県からの要請により市は協力を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自

肅要請等を県が行うことから、市も協力する。

イ 感染対策実施要請の協力

国内発生期から、地域対策・職場対策として、学校等における臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）や職場における時差出勤の実施など、県が感染対策の要請を行うので、市は協力する。また、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、市はその対策の実施に協力する。

（5）予防接種

① ワクチン

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

ワクチンの製造等については、時間を要するため、国は発生前から最新の流行状況等を踏まえ、プレパンデミックワクチンを製造し、発生後には発生時に合わせたパンデミックワクチンを製造する。

発生早期はワクチン量も十分でないことから、医療関係者や社会機能維持に関わる事業者等を対象に特定接種を行い、パンデミックワクチンが分量製造された後は、接種順位を定めた上で、全ての市民を対象とした住民接種を進める。

なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

ア 特定接種の対象となり得る者（別表1 特定接種の対象になり得る業種・職務について（p46）参照）

I 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

II 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

III 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

イ 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。市は、基本的対処方針に基づき、対策を行う。

ウ 特定接種の登録

県は、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行うので、市は協力する。

エ 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、新型インフルエンザ等対策を担う県職員については、県が、市職員については、市が実施主体として接種を行う。

③ 住民接種

ア 臨時接種

特措法において、緊急事態宣言が行われている場合については、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの市民に接種するため、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

この場合、原則として集団的接種を行うこととし、全住民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

イ 新臨時接種

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においても、住民の大多数に免疫がないことから、季節性インフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療をはじめ、社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととする。

この場合においても、全住民が接種することができる体制の構築を図る。

ウ 接種順位

住民接種の接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

【新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）より抜粋】

特定接種以外の対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下の基本的な考え方を踏まえ決定する。

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- 2) 我が国の将来を守ることを重点を置いた考え方
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

エ 住民接種の接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

④ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し、決定するとされている。

（6）医療**① 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健

康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要であることから、市は、県からの要請により協力を行う。

② 発生前における医療体制の整備

県とともに、蕨戸田市医師会、薬剤師会等の関係者と密接な連携を図りながら、医療体制の整備を推進する。

③ 発生時における医療体制の維持・確保

ア 医療に関する情報提供等

国は新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報を医療機関に提供するので、市は情報提供に協力する。

イ 発生早期の医療体制

発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である。病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づいた対応を行い、まん延をできる限り防止する。サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内に専用外来を設置して診療を行う。ただし、新型インフルエンザ等の患者は、専用外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、専用外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

ウ まん延期の医療体制

市内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切

り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

エ 医療機関等との連携

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県、市を通じた連携だけではなく、医師会等の関係機関のネットワークを活用する。

④ 医療関係者に対する要請・指示、補償（特措法第31条）

新型インフルエンザ等患者等に対する医療の提供を行うため必要があるときは、医師、看護師等その他の施令で定める医療関係者に対し、県知事が医療を行うよう要請等をする。

また、県は国と連携し、要請に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。（特措法第62条第2項）さらに、医療の提供の要請に応じた医療関係者が損害を被った場合は、政令で定めるところにより、そのもの又はそのものの遺族若しくは被扶養者に対して保証する。（特措法第63条第1項）

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬等

国と県が協力し、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することや適切な流通情報を指導することになっている。そのため、市は、その動向に留意する。

（7）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていた。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

死者や重症者の発生率が高い場合には、急激な感染拡大により、社会・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患等によって最大で従業員の40%程度が欠勤することも想定されている。

このため、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から業務継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

一方、それ以外の不要不急の業務については、感染拡大を防ぎ、社会機能維持に関わる業務を維持する観点から、縮小することも望まれる。

第3章 発生段階別の対応

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、及び各項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと。当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて市対策本部等で決定する。

発生段階別対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内・市内発生早期	市内感染拡大期	小康期
(1) 実施体制	・行動計画作成・見直し ・体制の整備	・市対策本部設置の検討 ・対策推進調整会議	・警戒体制	・非常体制	・非常体制	・市対策本部の廃止
(2) サーベイランス・情報収集	県が行うサーベイランスの情報収集					
	学校・保育園・幼稚園等の欠席者や集団発生状況等の把握					
(3) 情報提供・共有	メーリングリストの整備	情報共有				
	情報提供	情報提供・相談窓口の設置				窓口の縮小
(4) まん延防止	基本的な感染対策の実施・普及					
			県が行う 外出自粛要請や学校等の使用制限の協力			
(5) 予防接種	住民接種の準備		住民接種(新臨時接種・臨時接種)の実施			
	衛生機材等供給体制整備	住民接種の情報周知及び相談				
		特定接種の実施・広報				
(6) 医療	県が行う医療体制・診療体制の調整の協力 また、住民への周知					
		専用外来の設置の協力	在宅療養患者への支援			通常の医療体制
	県が行う抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄の協力					
(7) 市民生活及び市民経済の安定確保	要援護者への生活支援					
	要援護者の把握・生活支援の準備	水の安定供給				
	火葬能力の把握	遺体・安置場所の準備・火葬の適切な実施の準備		遺体搬送業者・火葬業者との連携協力 臨時遺体安置施設の活用		
		生活関連物資等の価格の安定等の要請				
	物資・資材の備蓄供給					

1 未発生期

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：
発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
対策の考え方： <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、体制を整備し、事前の準備を行う。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務継続計画を必要に応じて見直していく。

② 体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から、国、県、市、指定（地方）公共機関は、情報交換、連携体制の確認を行う。また、訓練を検討する。

③ 関係機関との連携強化

医師会、事業者、学校関係者等との連携を図る。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

県、保健所から新型インフルエンザ等の対策や医療に関する情報を収集する。

② サーベイランス

毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについては、市内の流行状況について把握に努める。また、学校等におけるインフルエンザ等症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、分かりやすい情報提供を行う。
- イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

② 体制整備等

- ア 情報の共有、メーリングリストの整備を行う。
- イ 関係機関等とメールや電話を活用し、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ウ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

(4) まん延防止

① 感染対策の実施

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図る。

(5) 予防接種

① 特定接種の準備

新型インフルエンザ等対策をの実施に携わる市職員について、市が実施主体として接種を行うための準備を進める。

② 住民接種の準備

市は、国、県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、住民に対して、速やかに接種することができるよう、体制の構築を図る。

国の示す接種体制の具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

市は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の市町村でも接種できるよう検討する。

③ 衛生機材等の供給体制の整備

衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の在庫等の状況を把握する。

(6) 医療

① 地域医療体制の整備の協力

県は、地域医療体制の整備を進めることから、蕨戸田市医師会や市民医療センター等と連携を図り、新型インフルエンザ等患者の診察体制の整備に協力する。

② 市内感染拡大期に備えた医療の確保

国が示すマニュアル等を参考に、県の要請に市は、協力する。

③ 抗インフルエンザウイルス等の備蓄

国及び県が、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄するため、その動向に十分留意する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者への生活支援の準備

まん延時における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を検討する。

② 火葬能力等の把握

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討をする行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

③ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がな
い場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収集する。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生した場合の対策につい
て的確な情報提供を行い、準備を促す。
- 4) 特定接種の実施や住民接種の準備を行う。

(1) 実施体制

① 市対策本部の設置

市対策本部の設置を検討する。

② 調整会議

調整会議を開催し、情報を共有し、必要な対策を検討し、準備する。

③ 職員の配備体制

市対策本部事務分掌の配備体制に基づき、各部において情報収集等必要な業務を行
うため、情報の収集及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策を準備する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワク
チンの有効性・安全性等について、国や県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把
握を強化する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

市民等に対して、国が示した発生状況や市内で発生した場合に必要な対策等を明確にし、情報を提供する。

② 情報共有

関係機関等と情報共有を行う。

③ 相談窓口の開設

市民からの問い合わせに対応する相談窓口を開設する。

(4) まん延防止

① 感染対策の実施

市は、市民、学校、事業者等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生情報を収集するとともに、市内での患者発生に備えて予防・まん延防止対策の整備を図る。

(5) 予防接種

① ワクチンの供給

県は、医薬品等の販売業者である指定地方公共機関等の協力を得て、円滑に流通できる体制の構築に努めることから、市は、県の要請により協力する。

② 特定接種の実施

市は、県と連携し、職員の対象者に対して、集団接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

③ 特定接種の広報・相談

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行うよう努める。

④ 住民接種の準備

国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

国の要請により、全市民が速やかに接種できるよう集団接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(6) 医療

① 専用外来の設置

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来を県が設置するよう要請するので、市は情報を収集する。

② 医療体制の整備の協力

県からの要請を受け、蕨戸田市医師会の協力を得て、診療体制の整備に協力する。

③ 医療機関等への情報提供

国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に提供するので、市は情報提供に協力する。

④ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

国及び県が抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うため、情報収集を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、市は新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。

② 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、国からの要請を受け、準備を行う。

3 国内発生期

埼玉県以外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
市内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2) 市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 市内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備をする。</p> <p>4) 市民への予防接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

(1) 実施体制

① 市対策本部の設置

必要に応じた体制を国や県の体制を基に市対策本部を設置する。

② 職員の配備体制

職員の配備体制は、市対策本部事務分掌に基づき、対策本部の各部において情報収集等必要な業務を行うため最小限の人員を配備する警戒体制とし、情報の収集及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされたときは、特措法第34条に基づき市対策本部を直ちに設置する。

イ 職員の配備体制

職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国や県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有**① 情報提供**

ア 市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況の情報を速やかに提供する。

イ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

② 情報共有

国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。

③ 相談窓口の継続

市民からの問い合わせに対応する相談窓口を継続する。

(4) まん延防止**① 感染対策の実施**

市は、市民、学校、事業者等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践するよう周知する。

② 感染予防対策の協力

県が行う感染予防対策として、以下の要請を行うので、市は協力をする。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- ・ 学校保育施設等に通う患者については、出席停止、一定期間の自宅待機（出席停止）の要請の協力

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、市はその対策の実施に協力する。

(5) 予防接種**① 住民接種の実施**

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ア 住民接種について、国が決定した接種順位、それに係る基本的な考え方等につ

いて、情報を周知する。

イ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。

ウ 市は、接種の実施に当たり、公共施設・学校など公的な施設を活用し、医療機関等と協議による接種会場を確保し、原則として、市内の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

② 特定接種の広報・相談

市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行うよう努める。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

① 専用外来の設置

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ協力を依頼した医療機関に対し、専用外来の設置継続を県が要請するので、市は情報を収集する。

② 医療体制の整備の協力

県からの要請を受け、蕨戸田市医師会の協力を得て、診療体制の整備に協力する。

③ 医療機関等への情報提供の協力

国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に提供するので、市は情報提供に協力する。

④ 抗インフルエンザウイルス薬の使用等

国及び県が抗インフルエンザウイルス薬の適切に使用するよう要請を行うため、情報収集を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

ア 要援護者への生活支援

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者へ支援の準備を行う。

イ 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の準備を行う。

ウ 新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者につ

いて、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国県と連携し、関係団体の強力が得られるよう必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）の準備を行う。

② 遺体の火葬・安置

火葬の適切な実施ができるよう調整を行うとともに、県の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるように準備を行う。

市は、墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬の許可権限等、地域における火葬の適切な実施が図られるよう準備を行う。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内・市内発生早期

<p>県・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p>
<p>1) 県・市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 感染拡大に備え、体制を整備する。</p>
<p>対策の考え方：</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、感染拡大防止策を継続する。 2) 市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。 3) 要援護者への生活支援を行う。市民生活及び市民経済の安定の確保のため、対策を進める。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p>

(1) 実施体制

① 実施体制の強化等

県、市内での発生が確認されたときは、県対策本部と緊密な連携を図り、直ちに市対策本部を開催し、市内発生早期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

② 職員の配備体制

職員の配備体制は、市対策本部事務分掌に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な市内発生早期の対策又は緊急事態措置を実施する。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 県又は市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

イ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国や県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

ア 新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、メーリングリストを活用しながら市内での新型インフルエンザ等の発生状況を迅速に把握する。

イ 国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国や県と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合には、県と連携を図りつつ必要な時期に記者発表を行う。

イ 市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

ウ 市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療提供体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

エ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

② 情報共有

国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

③ 相談窓口の継続

市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口の体制を充実・強化する。

④ 緊急事態宣言されている場合の措置

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、記者発表等により注意喚起・情報提供を行う。

(4) まん延防止

① 感染対策の実施

市は、市民、学校、事業者等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践するよう周知する。

② 感染対策実施要請の協力

県が行う感染予防対策として、以下の要請を行うので、市は協力をする。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- ・ 学校保育施設等に通う患者については、出席停止、一定期間の自宅待機（出席停止）の要請の協力

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、市はその対策の実施に協力する。

(5) 予防接種

① 予防接種の実施

市は、国内発生期の対策を継続し、国及び県の基本的対処方針を踏まえて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

ア パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を国と県へ行う。

イ 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団接種を行う。

② 住民接種の広報、相談

市は、市民からの住民接種の基本的相談に応じ、新臨時接種は個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報は提供していく。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 住民接種の実施

埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

イ 住民接種の広報・相談

特措法第46条の規定に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであることから、市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(6) 医療

① 専用外来の設置

専用外来での診療体制を継続するが、専用外来の意義が低下した場合には、県及び保健所設置市が専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関での診療体制に切り替えるよう判断を行うので、動向に留意する。

② 医療体制の整備の協力

県からの要請を受け、蕨戸田市医師会の協力を得て、診療体制の整備に協力する。

③ 医療機関等への情報提供の協力

国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に提供するので、市は情報提供に協力する。

④ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

国及び県が抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の調整及び適切な使用についての要請を行うため、情報収集を行う。

⑤ 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

ア 要援護者への生活支援

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者へ支援を行う。

イ 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。

ウ 新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国県と連携し、関係団体の強力が得られるよう必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 遺体の火葬・安置

県と連携して、手袋、不織布製マスク等、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業員等に手に渡るよう調整する。

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努める。また、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に

は、臨時遺体安置施設等を活用して遺体の保存を適切に行う。

③ **緊急事態宣言がされている場合の措置**

ア 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 市内感染拡大期

市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

目的：

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- 2) 市内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減できるよう、情報提供に協力する。
- 5) 要援護者への生活支援を行う。市民生活及び市民経済の安定の確保のため、対策を進める。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 実施体制の強化等

市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなったときは、県対策本部と緊密な連携を図り、直ちに市対策本部を開催し、市内感染拡大期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

② 職員の配備体制

職員の配備体制は、市対策本部事務分掌に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な市内感染拡大期の対策又は緊急事態措置を実施する。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 県又は市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体によ

る代行、応援等の措置の活用を行う。

- イ 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

新型コロナウイルス等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国や県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

新型コロナウイルス等患者の全数把握を中止する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

イ 市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

ウ 市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

② 情報共有

ア 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

イ 国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

③ 相談窓口の継続

引き続き、市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口を継続する。

④ 緊急事態宣言されている場合の措置

本市を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、記者発表等により注意喚起・情報提供を行う。

(4) まん延防止

① 感染対策の実施

市は、市民、学校、事業者等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の実践するよう周知する。

② 感染対策実施要請の協力

県が行う感染予防対策として、以下の要請を行うので、市は協力をする。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨
- ・ 学校保育施設等に通う患者については、出席停止、一定期間の自宅待機（出席停止）の要請の協力

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、市はその対策の実施に協力する。

(5) 予防接種

① 住民接種の実施

市は、緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

② 住民接種の有効性・安全性に係る調査

予防接種の実施にあたり、市は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布する。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

ア 住民接種の実施

本市を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、市は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

イ 住民接種の広報・相談

特措法第46条の規定に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであることから、市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(6) 医療

① 診療体制の周知

市は、新型インフルエンザ等患者の診療体制を蕨戸田市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を行う。

② 医療機関等への情報提供の協力

国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に提供するので、市は情報提供に協力する。

③ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

国及び県が抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うため、情報収集を行う。

④ 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

（7）市民生活及び市民経済の安定の確保**① 要援護者対策****ア 要援護者への生活支援**

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者へ支援を行う。

イ 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。

ウ 新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国県と連携し、関係団体の強力が得られるよう必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 遺体の火葬・安置

県と連携して、手袋、不織布製マスク等、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業員等に手に渡るよう調整する。

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努める。また、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合には、臨時遺体安置施設等を活用して遺体の保存を適切に行う。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置**ア 水の安定供給**

水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

イ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 遺体の火葬・安置

市は、国から県を通じて行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。

市は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

エ 要援護者対策

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者へ支援を行う。

6 小康期

<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的：
市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行う。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

(1) 実施体制

① 実施体制の変更

国や県が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに市対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定する。

② 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

国や県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

学校等での新型インフルエンザ等の集団発生状況を把握する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

イ 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問合せや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

② 情報共有

国や県の関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

- ③ **相談窓口等の体制の縮小**
相談窓口等の体制を縮小する。

(4) まん延防止

- ① **住民や関係者に対する要請等**
学校等における臨時休業、集会・外出の自粛等の対策を行っていた場合、それらの縮小・中止を検討し、周知する。

(5) 予防接種

- ① **住民接種の実施**
流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ② **住民接種の有効性・安全性に係る調査**
予防接種の実施にあたり、市は、予防接種後副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布する。
- ③ **住民接種の広報、相談**
市は、市民からの住民接種の基本的相談に応じ、新臨時接種は個人の意思に基づく接種であり、市としてワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を奨励し、必要な情報は提供していく。
- ③ **緊急事態宣言がされている場合の措置**
 - ア 緊急事態宣言がされているときは、必要に応じ国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。
 - イ 住民接種の広報・相談
特措法第46条の規定に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであることから、市は実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(6) 医療

- ① **医療体制**
県は、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことから市は、その動向に留意する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国県と連携し、関係団体の強力が得られるよう必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は国や県と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【県新型コロナウイルス等対策行動計画(平成26年1月)より抜粋】

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型コロナウイルス等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した(事業所が県内に所在するものに限る)。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1: 新型コロナウイルス等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型コロナウイルス等医療型	A-1	新型コロナウイルス等の患者又は新型コロナウイルス等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型コロナウイルス等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型コロナウイルス等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	－	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	－	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	－	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、 緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する 事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

- (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務 (県、市町村)

別表2 病原性による医療の対策の選択について（概要）

別表2 病原性による医療の対策の選択について（概要）

実行する対策				
病原性	病原性が不明又は病原性が高い場合		病原性が低い場合	
発生段階	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センター	—	—	—
	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等
外来診療体制	専用外来	—	—	—
	専用外来以外の医療機関では、新型インフルエンザ等の患者の診療を原則として行わない	一般医療機関 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定
	全ての患者に関する届出	—	—	—
	—	電話再診患者のファクシミリ等処方	—	必要に応じて、電話再診患者のファクシミリ等処方
入院診療体制	入院措置	—	—	—
	全ての患者が入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療
	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策
	—	待機的入院、待機的手術の自粛	—	待機的入院、待機的手術の自粛
	—	定員超過入院	—	定員超過入院
要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	—	—
	全疑似症患者にPCR検査等	—	—	—
検査体制	疑似症患者以外については、都道府県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等
	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	—	—
情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供

用語解説

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）に紹介するための相談センター。県民からの一般的な問合せに対応する「相談窓口」とは異なる。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment：PPE)

エアロゾル、飛沫などの暴露及び偶発的な接種のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された

場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

○ 新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 相談窓口

県や市が、市民からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、市民に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等広範な内容にも対応する。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

戸田市 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月発行
福祉部 福祉保健センター